

# 岡山商科大学附属高等学校 いじめ防止基本方針

2019年4月1日

## いじめに関する現状と課題

本校では、近年「いじめ」に関する問題が激減し、深刻な事態を伴う問題も起きていないが、最近では、スマートフォンを使った誹謗、中傷、悪質ないたづら等が増えた。いつでもどこでもインターネットを利用した情報発信が可能になった現在、生徒たちは、安易にネットを利用できる反面、そこから生じる諸問題を十分に理解しきれてはいない。例えば、気軽に SNS 等に動画等をアップすることで、他人や自身のプライベートな部分を平気で公開したり、世間に誤解を与えたりする等して、大きな騒ぎを起こすことがある。したがって、ネットに端を発するいじめは、いつ起きても不思議ではない状況にあると言える。

以上の現状認識や最近の事例から、本校の課題は、いじめに対する組織のさらなる強化であると言える。いじめの早期発見と未然防止の組織的取り組みをより強く推進しなければならない。担任、副担任、学年団、生徒指導課等連携して学校をあげての組織的対応が重要である。具体的には、平成 25 年 9 月に施行されたいじめ防止対策推進法が、策定後 3 年が経過したことを受け、岡山県が「岡山県いじめ問題対策基本方針」を改定したポイントを踏まえて、本校基本方針、指導體制の生徒、保護者へ周知徹底するとともに人権アンケートとは別に総合質問紙調査 i-check を導入し、いじめの早期発見、未然防止に努める。また、特に配慮が必要な生徒には、日常的に適切な支援を行い、積極的な研修を実施することで教職員のいじめに対応する力を養成する。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

### I いじめ問題への対策の方針

#### 1 いじめの定義

- ・生徒に対し、同じ学校に在籍しているなど一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であり、対象になった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- ・個々の行為がいじめにあたるかどうかの判断は、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないようにし、生徒の表情や様子をきめ細かく観察したり、周囲の状況から客観的に確認したりするなどして、生徒の心理や特性に留意しながら、いじめの有無を確認する必要がある。

#### 2 いじめについての基本的な認識

- ・いじめは全ての生徒に関係する問題であり、いじめ問題への対策は、その深刻な影響について全ての生徒が十分に理解できるように、学校の内外を問わず行う。
- ・いじめの問題は、学校を含めた社会全体に関わる重要な課題であり、学校のみならず、関係者が役割と責任を自覚し連携して取り組む。

保護者・地域との連携	学 校	関係諸機関等との連携
<連携の内容> ・保護者の協力を得るため、起こった内容を迅速に保護者に伝えることを旨とする。起こった内容の規模によって、クラスでの保護者会、奨学会役員会、奨学会総会等の会を選択して開催し、正しい情報の伝達に心がける。ただし、生徒個人のプライバシーについては、厳重な扱いを心がける。	<いじめへの取り組みの姿勢と校内組織> ・いじめは、学校生活の中で常に起こりうるものであるという認識を前提に、起こさないための指導と、起こってからの対応を両立しながら行うことが大切である。 ・別紙のとおり校内組織を編成し、起こさないための指導と起こってからの対応にあたる。	<連携機関> ・県総務学事課 地元警察 報道機関 等 <連携の内容> ・対応教師、保護者に対する支援 <学校側の窓口> ・組織図のとおり

## 学 校 が 実 施 す る 取 組

① い じ め の 防 止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人間関係を構築する能力の素地を育成</li> <li>・ストレスに適切に対処できる力を育成</li> <li>・自己有用感や充実感を感じられる学校づくりや学習規律の定着</li> <li>・教職員の資質向上</li> <li>・対策等の点検・評価し改善に生かす仕組みの確立</li> <li>・情報モラルに関する教育や啓発</li> <li>・家庭、地域と一体となつての取組推進のための普及活動</li> </ul>
② 早 期 発 見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ささいな変化に気づく力の向上</li> <li>・いじめを隠したり軽視したりすることのない積極的な認知</li> <li>・いじめを訴えやすい環境の整備</li> <li>・SNS等の利用実態の把握と指導</li> <li>・校内でいじめについての相談に対応するメールアドレスの設置</li> </ul>
③ い じ め へ の 対 処	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめられた生徒の安全の確保</li> <li>・いじめたとされる生徒への適切な指導</li> <li>・組織的な対応を可能とするような整備体制</li> <li>・保護者や法人事務局への連絡・相談や事案に応じ、関係機関との連携</li> <li>・いじめの重大事態への理解及び対応体制</li> </ul>